

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】 2

◇ 規 則

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政・変革局税務部税制課】 8

◇ 告 示

- 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】 16

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（7件）【教育委員会事務局学校支援部施設課】 17

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 38

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 2 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 2 2 条の 3 第 3 項第 1 号の表以外の部分中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第 8 6 条第 2 項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第 4 1 条の 1 6 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から 4 8 万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第 3 号）」に改める。

第 6 4 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第 6 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 4 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 6 4 条の 2 第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 4 条の 4 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 4 条の 5 から第 6 4 条の 9 までを削る。

第 6 5 条を次のように改める。

第 6 5 条 削除

第 6 6 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税

」に改める。

第67条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項前段中「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第7条の6第2項の表以外の部分中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

付則第9条の2第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条

第 2 2 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 7 項」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 0 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

付則第 9 条の 3 第 7 項各号列記以外の部分中「附則第 1 2 条第 1 9 項」を「附則第 1 2 条第 2 0 項」に改め、同条第 8 項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 3 項各号」を「附則第 1 2 条第 2 4 項各号」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 5 項」に改め、同条第 9 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 1 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 4 項各号列記以外の部分中「附則第 1 2 条第 1 9 項」を「附則第 1 2 条第 2 0 項」に改める。

付則第 9 条の 4 の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 7 条第 3 項の規定による認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 1 7 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 2 0 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

付則第17条の3第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の4第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第20条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

付則第21条第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第22条第5項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第23条第2項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第24条の2第2項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第26条中「及び付則第7条の3の2」を削り、「付則第7条の3第1項」を「同条第1項」に改め、「「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6

項」と、付則第7条の3の2第1項中」を削り、「東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項」を「東日本大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2
9号）第13条第1項」に改め、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5
条の4第5項」に改める。

付則第27条第5項各号列記以外の部分並びに同項第2号及び第4号中「附
則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第6項中「附
則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第7項各号列
記以外の部分並びに同項第2号及び第4号中「附則第56条第14項」を「附
則第56条第13項」に改め、同条第8項中「附則第56条第14項」を「附
則第56条第13項」に改める。

付則第27条の2から付則第27条の6までを削る。

付則第28条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項の表以外の部分中
「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の
規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」
を削り、同条第2項の表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月3
1日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」
を削り、同条第3項の表以外の部分中「法第446条第1項第3号」を「同
項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1
日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令
和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第29条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を
削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項ま
での規定中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の北九州市市税
条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和
8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定
資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地
方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による
改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定す

る特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 3 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し並びに同条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別表中

「	軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）	第 1 3 号様式（その 1）	
	軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（口座振替分）	第 1 3 号様式（その 2）	を
」			
「	軽自動車税納税証明書（継続検査用）	第 1 3 号様式	に、
」			
「	軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書	第 2 4 号様式（その 1）	
	軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（口座振替分）	第 2 4 号様式（その 2）	を
	軽自動車税（種別割）納税通知書	第 2 4 号様式の 2	
	軽自動車税（種別割）税額変更通知書	第 2 5 号様式	
」			
「	軽自動車税納税通知書兼領収証書	第 2 4 号様式（その 1）	
	軽自動車税納税通知書兼領収証書（口座振替分）	第 2 4 号様式（その 2）	に
	軽自動車税納税通知書	第 2 4 号様式の 2	
	軽自動車税税額変更通知書	第 2 5 号様式	
」			

改める。

第 8 号様式（その 1）中「（種別割）」を削る。

第 1 3 号様式（その 1）中「（種別割）」を削り、

「

備	考	
---	---	--

を

」

「

備	考	
---	---	--

に

※この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

」

改め、同様式を第 1 3 号様式とする。

第 1 3 号様式（その 2）を削る。

第 2 4 号様式（その 1）を次のように改める。

1 賦課の根拠

地方税法第443条及び北九州市市税条例第64条の規定により、市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、4月1日現在の所有者に課されます。

なお、割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

*4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、今年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

税金を月割りで計算する制度はありません。

2 納期限までに税金を完納しなかった場合

(1) 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

ア 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は……北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

イ その後の期間については……北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

(2) 督促を受け、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、財産の差押えを受けることがあります。

3 この賦課について不服がある場合

この賦課について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して、3箇月以内に、市長に審査請求をすることができます。ただし、3箇月の期間が経過する前に、賦課の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。審査請求書は、1通提出してください。

用紙は、課にあります。

また、この賦課の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、賦課の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、賦課の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも賦課の取消しの訴えを提起することができます。

4 申告

軽自動車等を取得し、廃車し又は売却した場合や、転居した場合(主たる定置場が変わった場合)は、速やかに申告してください。

5 軽自動車税の減免

身体障害者手帳を持っている方などは軽自動車税が減免される場合があります。

減免を受けようとする場合は納期限までに申告が必要です。

6 納税証明

納付から2週間以内に納税証明が必要なときは、必ず、領収証書を各区の市税証明窓口にお持ちください。

また、本人以外の場合は、原則として委任状が必要です。

第 2 4 号様式（その 2）を次のように改める。

第24号様式の2中「(種別割)」を削り、

「

納期限までに裏面に表示の市税納付場所で納めてください。

※継続検査(車検)用の証明書が必要な場合

納付した領収証書、印鑑及び運転免許証等を持参の上、
課へ申請してください。

」

「

納期限までに裏面に表示の市税納付場所で納めてください。に、

」

「裁決がないとき」を「裁決がないとき、」に、「必要があるとき」を「
必要があるとき、」に、

「

コンビニエンスストアでの納付から1箇月以内に納税証明書が必
要なときは、必ず、領収証書をお持ちください。を

」

「

納付から2週間以内に納税証明が必要なときは、必ず、領収証書
を各区の市税証明窓口にお持ちください。に

また、本人以外の場合は、原則として委任状が必要です。

※この通知書は黒色の電子公印を使用しています。

」

改める。

第25号様式中「(種別割)」を削り、

「

また、この変更の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対す
る裁決の書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市
を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することが
できます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日
の翌日から起算して1年を経過した場合は、変更の決定の取消しの
訴えを提起することができなくなります。なお、変更の決定の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起
することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当する
ときは、審査請求に対する裁決を経ないでも変更の決定の取消しの

訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

また、この変更の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、変更の決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、変更の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも変更の決定の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 吉野 任

(2) 住所 北九州市小倉北区篠崎二丁目4番3-1号

2 契約の期間の始期

令和8年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

北九州市公告第245号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第1グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第246号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第2グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第247号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第3グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第248号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第4グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第249号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第5グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第250号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第6グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第251号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第7グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300040.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年4月6日から同年5月15日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和8年5月18日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和8年6月10日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市上下水道局公告第52号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月6日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 特定役務の名称及び数量
令和8年度上下水道料金システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社九州支社
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 契約金額
月額826万2,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため